

## 主な指導事例（平成27年10月から12月）

## ○ 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

業種	概要
放送業	A社は、テレビ番組の出演者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の出演について、本体価格（税抜）で出演料を決めていたにもかかわらず、出演料を支払う際に消費税分（8%）を上乗せせずに支払っていた。

## ○ 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
金属製品製造業	B社は、図面作成業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
リゾート施設運営事業	C社は、施設内で販売する菓子類等の土産品やホテル等で使用する食材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の仕入代金（税抜価格）を引き下げることにより、消費税率の引上げ分を上乗せしなかった。
学校教育業	学校法人Dは、入試案内や学校情報等の新聞広告の作成等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。

## ○ 本体価格（税抜価格）での交渉拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

業種	概要
電気通信機器製造業	E社は、通信機器の設計業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、消費税込価格で委託料を定めていたところ、契約更新の際、事業者からの本体価格（税抜価格）による価格交渉の申出を拒否した。